

1. 刑事法と人権の関係の二重性

- ・ 人権保障のための刑事法（保障の側面）  
「万人の万人に対する闘争」から個人を守るための刑事法  
社会契約説に基づく国家観と刑罰権
- ・ 刑事法に対する人権保障（脅威の側面）  
刑罰権の国家独占のもとで、刑事法は個人に対する国家の権力行使  
実体法においても手続法においても、乱用と人権侵害の危険性
- ・ 保障と脅威の統一  
上位規範としての憲法  
国家権力の抑制と人権規範

2. 国際法としての刑事法

- ・ 刑事法の国際法化の3つの段階
  - ① 国内刑事法執行のための国際協力（相互主義・条約）  
犯罪人引渡しと司法共助
  - ② 共通の犯罪化と国際協力（越境刑事法：多国間条約）  
犯罪の国際化と諸国家の共通利害  
テロ、ハイジャック、薬物、組織犯罪、腐敗行為、サイバー犯罪
  - ③ 国際刑事裁判（狭義の国際刑事法：条約・協定、安保理決議）  
国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（国際犯罪）  
国際司法機関での捜査・訴追・処罰  
一部の戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する犯罪、侵略犯罪
- ・ 国際法の断片化と独自の発展
  - ②の越境刑事法は、主に国連ウィーンの委員会・組織で発展  
人権保障は、国連ジュネーブの委員会・組織で発展  
統一と調整はどのようにして可能か

3. 人権保障のための越境刑事法と法技術

- ・ 人権保障のための越境刑事法

集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約：1948）

アパルトヘイト国際犯罪の禁止と処罰に関する条約（アパルトヘイト条約：1973）

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約：1984）

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書：2000）

（略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約：2006）

- ・ 人権侵害に対する国際的な責任追及
    - ピノチェト事件（1998）拷問等禁止条約 3 条
    - フジモリ事件（2000）拷問等禁止条約 3 条
  - ・ 国際刑事司法機関の国際犯罪に対する管轄権
    - ニュルンベルク諸原則、ICC 規程
  - ・ 法技術
    - 拡張的または普遍的管轄権
    - 引渡しまたは裁判の原則（航空機不法奪取 7、拷問 7、強制失踪 11）
    - 司法協力を効率化するための諸技術
  - ・ 国際犯罪に関する法原則
    - 上官責任の法理
    - 上官命令・公的資格の無関係
    - 時効の不適用
    - 一定の引渡し禁止原則の否定
4. 越境刑事法に対する人権保障と法技術
- ・ 国内刑事法の法技術の採用
    - 正犯・従犯・未遂犯
    - 一定の刑事責任阻却事由
      - （犯罪年齢、責任能力、酩酊・中毒、正当防衛、Duress、事実の錯誤）
    - 構成要件法定主義、遡及処罰の禁止、一事不再理、無罪の推定
    - 被害者の保護・参加・賠償

## 領事面会権

(死刑の禁止)

### ・ 犯罪人引渡しに関する諸原則

ノン・ルフールマン原則 (ジュネーブIV45、難民 33、拷問 2、強制失踪 16)

その他の諸原則

政治犯罪人不引渡し原則、両罰性の原則、特定性の原則、自国民不引渡しの原則

ただし、国際犯罪においては、これらの諸原則の適用が否定される場合もある。

## 5. 人道に対する犯罪防止処罰条約案

### ・ 歴史

ニュルンベルク裁判で犯罪として明示 (1945) / ニュルンベルク諸原則 (1950)

I C C ローマ規程における法典化 (1998)

国際法委員会 (I L C) での条約化作業 (2014-2017)

国連総会決議：来年の議題に入れて I L C 勧告の検討継続 (A/RES/74/187)

### ・ 条約案の内容

(前文)

第1条 適用範囲	第10条 引渡し又は裁判
第2条 人道に対する犯罪の定義	第11条 容疑者の公正な取り扱い
第3条 一般的義務	第12条 被害者、証人及びその他の者
第4条 防止義務	第13条 犯罪人引渡し
第5条 ノン・ルフールマン	第14条 法律上の相互援助
第6条 国内法における犯罪化	第15条 紛争の解決
第7条 国内裁判権の設定	付属文書 (法律上の相互援助の追加規定)
第8条 捜査	
第9条 容疑者が所在する場合の予備的措置	